

○総務省告示第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十三条第三項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成二十七年総務省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

〔2・3 略〕

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 〔略〕

〔2・3 略〕

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

〔5 略〕

(指図)

第二十五條 〔略〕

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。

〔3 略〕

(事故の際の措置)

第二十七條 〔略〕

2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

一 信書便物に著しい損傷を發見したとき。

〔二 略〕

〔三 略〕

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

改正前

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを怠り、若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

〔2・3 同上〕

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは毀損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

〔5 同上〕

(指図)

第二十五條 〔同上〕

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

〔3 同上〕

(事故の際の措置)

第二十七條 〔同上〕

〔同上〕

一 信書便物に著しい毀損を發見したとき。

〔二 同上〕

〔三 同上〕

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の毀損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [略]

2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 略]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [同上]

2 当社は、信書便物の毀損又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は毀損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、毀損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 同上]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の毀損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその毀損による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p>2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達された日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。</p> <p>2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。</p>	<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [同上]</p> <p>2 当社は、信書便物の毀損による損害については、信書便物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>5 信書便物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(時効)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。</p> <p>2 前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。

○総務省告示第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十三条第三項の規定に基づき、貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成二十八年総務省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

〔2・3 略〕

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 〔略〕

〔2・3 略〕

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

〔5 略〕

(指図)

第二十五條 〔略〕

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。

〔3 略〕

(事故の際の措置)

第二十七條 〔略〕

2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

一 信書便物に著しい損傷を発見したとき。

〔二 略〕

〔三 略〕

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

改正前

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを怠り、若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

〔2・3 同上〕

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは毀損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

〔5 同上〕

(指図)

第二十五條 〔同上〕

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

〔3 同上〕

(事故の際の措置)

第二十七條 〔同上〕

〔同上〕

一 信書便物に著しい毀損を発見したとき。

〔二 同上〕

〔三 同上〕

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の毀損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [略]

2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 略]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [同上]

2 当社は、信書便物の毀損又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は毀損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、毀損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 同上]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の毀損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその毀損による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p>2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達された日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。</p> <p>2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。</p>	<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [同上]</p> <p>2 当社は、信書便物の毀損による損害については、信書便物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>5 信書便物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(時効)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。</p> <p>2 前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。